

〔論 説〕

対世効と紛争の画一的解決の必要性
——行政法関係における画一的規律の
分析の基礎として——

異 智 彦

0 序

0. 1 本稿の目的

本稿は、我が国の実定法上の対世効規定の沿革を解明し、その内容を検討することを通じて、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号。以下「行訴法」という）32 条 1 項の取消判決の第三者効の必要性、ひいては行政法関係における紛争の画一的解決の要請の内容解明への示唆を得ることを目的とするものである。

本稿の課題は、具体的には、以下の通りである。まず、人事訴訟、会社関係訴訟および倒産関係訴訟の立法過程を検討することを通じて、そこで対世効規定が何のために必要とされたのかを可能な限り解明する（1）。次いで、この対世効を被る第三者の事後的救済手段の中に、紛争の画一的解決の必要性という観点から見て相異なるものが存在することを確認し、それらの理論上の意義を考察する（2）。その上で、対世効が必要とされてきた実体法関係の特色を分析し、紛争の画一的解決の必要性が肯定される場面にについて一定の整理を施す（3）。

0. 2 考察対象

取消判決の第三者効は、大日本帝国憲法下において行政裁判法（明治 23 年法律第 48 号）の解釈論として説かれていたものを明文化したもので

あるが、解釈論としての対世効の導出において引き合いに出されていたのは、人事訴訟手続法（明治 31 年法律第 13 号）上の対世効規定であった¹。また、行政裁判法の解釈論として対世効が説かれるのと並行して、明治 44 年商法改正、大正 11 年旧破産法制定により、後に民事訴訟法典において明文化される判決効の主体的範囲（大正 15 年改正後 201 条、現 115 条）を超えた範囲の第三者への判決効の拡張が新たに導入されており、こうした規定が取消判決の対世効の承認過程において参照されていた可能性もある。本稿の考察対象は、この人事訴訟、会社関係訴訟および倒産関係訴訟の対世効規定である。

ただし、本稿の考察対象は、行訴法上の第三者効の立法趣旨であるところの、原告と対立する利害関係を有する第三者への判決効の拡張の問題に限定される。取消判決の第三者効の立法趣旨は、行訴法の立法過程において挙げられていた例を現行法に引き直して説明するならば、電力会社 Z に対して与えられた流水占用許可（河川法 23 条）を、既に当該河川の流水について水利権を有している X が、河川管理者の所属する行政主体 Y を被告とする取消訴訟によって争い、認容判決（取消判決）を得た場合に、その効力が当該訴訟に参加していない Z に及ばないとすると、X は Z の河川使用を差し止めるために第二の訴訟を提起する必要が生じ、X の救済に欠けるという点にあった²。この場合、原告 X と第三者 Z とは、河川利用許可の存否および有効無効について相反する利害関係を有しており、第三者効はこのような原告と対立する利害関係を有する第三者への判決効の拡張の必要性から立法されたと言われている³。同様の問題状況は、被相続人 A の子であることを主張する X が検察官 Y を被告として提起した死後認知訴訟の認容判決の効力が、A の相続人 Z に対して及ぶ（XA 間の親子関係の存否について XZ 間に対立利害関係が存在する）例や、株式

-
- 1 参照、美濃部達吉『行政裁判法』280 頁（千倉書房、1929）。当時の対世効論の全貌については、巽智彦「形成概念と第三者規律（一）」国家 128 巻 5・6 号（2015 公刊予定）。
 - 2 参照、巽智彦「形成概念と第三者規律（二）」国家 128 巻 7・8 号（2015 公刊予定）。
 - 3 雄川一郎「行政事件訴訟法立法の回顧と反省」同『行政争訟の理論』184 頁、200-201 頁（有斐閣、1986）〔初出：1983〕；位野木益雄ほか「研究会・行政訴訟の実務と理論」ジュリ 527 号 16 頁、28 頁〔雄川一郎発言〕（1973）。

会社 Y の取締役選任決議の瑕疵を主張する株主 X が Y を被告として提起した株主総会決議取消訴訟の認容判決の効力が、当該決議によって選任された取締役 Z に対して及ぶ（当該決議の有効性について XZ 間に対立利害関係が存在する）例など、従来対世効規定の解釈が問題となってきた典型例において見出される。

この問題に対置されるのは、原告と同種の利害関係を有する第三者への認容判決の効力拡張の問題である。この問題は、行訴法の立法過程においては想定されていなかったものであるが、現在では、一般処分や条例の取消判決により、原告以外の同種利害関係人にとっても当該「処分」が取り消されたことになるのか否かという問題として議論されている⁴。この議論については、そもそもこの問題は取消判決の効力の主体的範囲の問題なのか（むしろ取り消しの範囲ないし形成力の客体的範囲の問題ではないのか）という点、この問題から主体的範囲の問題を切り出すとして、それはいかなる問題であるのか（具体的には、他者の得た認容判決の「援用」とは何を意味するのか）という点など、なお整理を必要とする点が多い⁵。この同種利害関係人への認容判決の効力拡張の問題は、民事法分野についても存在する⁶が、本稿では立ち入らない。他方で、同種利害関係人への判決効拡張の問題は、棄却判決の対世効の典型論点としても議論されてきた⁷。こうした棄却判決の効力の拡張についても、本稿では扱わない⁸。

1 対世効規定の沿革と内容

行訴法上の第三者効の核心は、関係者に対して共通の実体法状態を通用

4 例えば、塩野宏『行政法Ⅱ（第5版補訂版）』183-184頁（有斐閣、2013）。

5 この点については、高橋滋ほか編『条解行政事件訴訟法（第4版）』655頁以下〔興津征雄〕（弘文堂、2014）の整理が有用である。

6 例えば、消費者契約法上の適格消費者団体による差止訴訟の認容判決の他者による「援用」の可否について参照、菱田雄郷「消費者団体訴訟の課題」法時79巻1号96頁、98-99頁（2007）。同様の解釈問題は、近時成立した消費者裁判手続特例法についても、簡易確定手続に参加しなかった対象消費者が共通義務確認訴訟の認容判決を援用できるかという形で存在する（参照、長谷部由起子「集団的消費者利益の実現における司法と行政」千葉恵美子ほか編『集団的消費者利益の実現と法の役割』411頁、421頁註27（商事法務、2014））。また、例えば株主総会決議取消訴訟の認容判決を、訴訟に参加しなかった他の株主が「援用」する場面なども考えられよう。

させるといふ判決効の実体的側面（以下では「基準性」といふ）の問題の解決にあり、関係者が基準性を争いなおす手段を限定するといふ判決効の訴訟法的側面（以下では「排除効」といふ）⁹は、併せて立法された第三者再審制度によって反射的に規定されたものである。通説が第三者効を「形

-
- 7 人事訴訟について参照、吉村徳重「身分判決の対世効とその制限」同『民事判決効の理論（下）』247頁、250頁（信山社、2010）〔初出：1993〕。対世効規定が存在するわけではないが、株主代表訴訟について参照、垣内秀介「形成判決の効力、訴訟担当資格者間の判決効の波及、払戻金額増減の裁判の効力」神作裕之ほか編『会社裁判にかかる理論の到達点』359頁、385頁以下（商事法務、2014）。行政法分野では、ドイツの規範統制訴訟について類似の議論が存在する（参照、巽智彦「ドイツ行政裁判所法上の規範統制手続の裁判の一般的拘束力と参加制度」成蹊法学81号109頁（2014））。
- 8 消費者裁判手続特例法上の共通義務確認訴訟の判決の対世効（9条）のうち棄却判決のそれと、同法上の詐害再審（11条）は、この点で本稿の考察対象から外れる。この対世効の具体的内容について参照、八田卓也「消費者裁判手続特例法の当事者適格の観点からの分析」千葉恵美子ほか編『集团的消費者利益の実現と法の役割』381頁、398頁註29（商事法務、2014）；上原敏夫「集团的消費者被害回復手続の理論的検討」伊藤眞古稀『民事手続の現代的使命』27頁、33頁以下（有斐閣、2015）；三木浩一「消費者集合訴訟制度の構造と理論」伊藤眞古稀『民事手続の現代的使命』595頁、610頁以下（有斐閣、2015）。棄却判決の既判力の客体的範囲に関する分析として参照、町村泰貴「消費者裁判手続特例法の共通義務確認の訴えと訴訟物」北大法学論集65巻3号551頁（2014）。
- なお、適格消費者団体による差止請求に関する消費者契約法12条の2も、同様に同種利害関係人（他の適格消費者団体）との関係を念頭に置いた条文であるが、判決効の拡張ではなく請求権の消滅という体裁をとっており、訴訟外での請求もが制限されると解されている点に特色がある（参照、消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法（第2版）』271頁（商事法務、2010））。ただし、この解釈には批判が強い。参照、三木浩一「訴訟法の観点から見た消費者団体訴訟制度」ジュリ1320号61頁、65-66頁（2006）；町村泰貴「消費者団体訴訟に関する訴訟手続上の問題点」現代消費者法1号28頁、35頁（2008）。
- 9 判決効の実体的側面と訴訟法的側面との区別について参照、参照、高田裕成「身分訴訟における対世効論のゆくえ」新堂幸司編著『特別講義民事訴訟法』361頁、365頁（有斐閣、1988）。基準性と排除効という用語に関して参照、巽智彦「ドイツ行政訴訟における判決効の主體的範囲」行政法研究7号47頁、52頁以下（2014）；同「形成概念と第三者規律（五）」国家129巻1・2号（2016 公刊予定）。

成力」だと理解しているのも、この沿革に多分に関わっている¹⁰。したがって、行訴法上の第三者効の必要性の問題を分析するに当たっては、まずもって判決効の実面的側面ないし基準性の拡張の必要性の問題に焦点を当てる必要がある。

これに対して、民事法分野の各種の対世効規定は、一般的に、排除効の典型としての既判力の拡張であると理解されてきた¹¹。すなわち、これらの規定の主眼は、基準性の拡張による紛争の画一的解決を超えた、排除効の拡張による紛争の一回的解決にあるようにも見える¹²。

しかしながら、以下で見るとおり、各種の対世効規定が導入された際に排除効の拡張による一回的解決の必要性がどれほど認識されていたのかは、必ずしも明らかでない。むしろ、行訴法上の第三者効と同様に、基準性の拡張による紛争の画一的解決こそが、各種の対世効規定の主眼であったと見る余地がある。換言すれば、基準性の拡張による紛争の画一的解決を超えて、排除効の拡張による紛争の一回的解決までが必要であるのか否かについては、各種の対世効規定の立法過程において明確に決着がついたとは言い難い。それゆえ、これらの対世効規定の分析は、むしろ紛争の画一的解決の必要性の分析に直結する（3参照）。

以下ではこの旨を、人事訴訟（1. 1）、会社関係訴訟（1. 2）および倒産関係訴訟（1. 3）それぞれについて明らかにする。

1. 1 人事訴訟

1. 1. 1 条文の沿革——明治31年（1898年）人事訴訟手続法

人事訴訟法（平成15年法律第109号）24条は、「人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第115条第1項の規定に関わらず、第三者に対してもその効力を有する」（1項）として、認容判決、棄却判決¹³を問わず、対世効を

10 参照、巽智彦・前掲註（2）。

11 例えば、菊井維大『民事訴訟法講義（下）』390頁（弘文堂、1955）；三ヶ月章『民事訴訟法（第三版）』208頁（弘文堂、1992）；伊藤眞『民事訴訟法（第4版補訂版）』559頁以下（有斐閣、2014）。

12 紛争の「画一的解決」と「一回的解決」との区別について参照、高田裕成「多数当事者紛争の『画一的解決』と『一回的解決』」民訴雑誌35号186頁、187頁（1989）。

規定している。他方で、人事訴訟法上には再審に関する特別の規定は存在しない¹⁴。この人事訴訟法の建付けは、同法によって廃止された人事訴訟手続法（明治31年法律第13号）に由来する。人事訴訟手続法18条¹⁵は人事訴訟法24条と同旨の定め¹⁶であり、同様に再審に関する特則は存在しなかった。

人事訴訟手続法の立法過程¹⁷では、明治31年5月4日の法典調査会会議において、この18条に相当する草案23条をめぐって、対世効の内容について議論がなされている¹⁸。具体的には、「判決は第三者に対しても其効力を有す」という規定の意味として、以下の二点が確認されている。すなわち、①当事者適格の根拠が異なる者も（例えば、婚姻取消の訴えにおいて検事が原告になって認容または棄却の確定判決を得た場合には、婚姻当事者も、その親族も）「最早同一の原因に依りて訴えは起せぬ」こととなること¹⁹、②対世効は婚姻の存否を前提問題とする他の訴訟についても作用する（例えば、離婚判決があった場合、子や親族は扶養請求の前提として当該婚姻の存在を主張することができなくなる）こと²⁰、である。換言すれば、人事訴訟の認容判決については、当初から基準性のみならず排

13 ただし、重婚禁止違反を理由とする婚姻取消請求の棄却判決は、前婚の配偶者に対して効力を及ぼさない（同2項）。

14 立法過程における議論について参照、杉山悦子「第三者による再審の訴え」一橋法学13巻3号981頁、986頁（2014）。

15 当初は相続権排除の訴の判決の対世効規定も存在した（39条1項）が、相続権排除の手続が昭和22年法律153号による改正により家事審判手続に移ったことに伴い、削除された。参照、岡垣学「人事訴訟手続法の制定と改正」同『人事訴訟の研究』399頁、446頁以下（第一法規、1980）〔初出：1976〕。

16 ただし、人事訴訟手続法18条自体は婚姻無効、婚姻取消、離婚、離婚の取消の各訴えの判決に関する規定であり、それが他の人事訴訟に準用または類推されていたが、人事訴訟法は「人事訴訟の確定判決」一般を24条で処理することとしている（三代川俊一郎「判決の効力及び判決に対する不服申立ての取り扱い」野田愛子＝安倍嘉人『人事訴訟法概説』323頁、325頁（日本加除出版、2004））。

17 参照、岡垣学「立法過程に現われた人事訴訟手続法の諸問題」同『人事訴訟の研究』337頁、338頁以下、408頁以下（第一法規、1980）〔初出：1973〕。

18 岡垣学・前掲註（17）380頁以下。

19 法務大臣官房司法法制調査部監修「法典調査会人事訴訟手続法議事速記録」同『日本近代立法資料叢書23』33頁〔高木豊三、梅謙次郎発言〕（商事法務、1986）。

除効の拡張までもが予定されていたと言える。

しかしながら、この帰結が実体法上の基準性の問題と明瞭に区別されていたのかには疑問がある。この規定の導入に拘ったのは、現行民法の起草委員の梅謙次郎であり²¹、梅もこの規定によって排除効を第三者に拡張することを認めていたように見受けられる²²が、後に梅が商法改正の際にこの規定に言及した際には明らかに基準性の問題を意識しており（1. 2. 1. 1参照）、この対世効規定の主眼は、係争身分関係が関係者ごとにまちまちになることを避けるという基準性の問題の解決にあったと見る余地がある。より踏み込んでいえば、基準性の問題の解決のために、本来であれば過剰であるはずの排除効の拡張が、過剰であることに無自覚に導入されたと見る余地がある。

こうした見方は、「離婚に関する部分の一番初めの原案」では対世効規定²³が民法典上に掲げられていたが、民事訴訟法典に移すべきだということで民法典から削除されたという経緯²⁴によっても傍証されるように思われる。この経緯は、同時期に判決効の主体的範囲の条文が民法典から民事訴訟法典へと移された²⁵のと平仄を併せたものと解されるが、このような経緯は、当時ドイツにおいて隆盛し始めた既判力訴訟法説の受容と相まって、判決効が訴訟法上の問題であるということが強調される原因となり、判決の実体的側面ないし基準性の問題の所在が不明確となったことを推察させる。判決の基準性の問題が不明瞭であったのは当時のフランス²⁶やドイツ²⁷においても同様であり、我が国においてもやむを得なかったこととはいえ、この事情は我が国のその後の議論に長く影を落としているように見受けられる。

20 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（19）33-34頁〔河村讓三郎、梅謙次郎、高木豊三、横田國臣、長谷川喬発言〕。

21 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（19）29-30頁〔梅謙次郎発言〕。

22 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（19）34頁〔梅謙次郎発言〕。

23 当時のフランス民法典には、離婚判決や親子関係訴訟の判決が第三者に「対抗可能（opposable）」だとする明文規定は未だ存在しておらず、判例も分かれていた（高田裕成「いわゆる対世効論についての一考察（二）」法協104巻11号1513頁、1550頁以下、1534頁以下（1987））ため、この対世効規定はドイツ法に倣ったものと見るのが素直であろう。Vgl., Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Bd.1, 1887, S. 380ff.

1. 1. 2 学説

学説は、当初から上記の法典調査会会議で確認された点を踏襲しており、人事訴訟手続法 18 条を排除効の拡張規定と解してきた²⁸。より具体的に

-
- 24 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註 (19) 29-30 頁〔梅謙次郎発言〕。旧民法の施行延期を受けて法典調査会で審議された現行民法草案のうち、現在容易に参照することのできる「修正原案」ないし「甲号議案」の該当箇所(甲第 53 号議案(明治 29 年 1 月 7 日))には、既に対世効規定は見当たらない(参照、法務大臣官房司法法制調査部監修「民法第一議案」同『近代立法資料叢書 13』299 頁以下(商事法務、1988)。東京大学法制史資料室所蔵の箕作麟祥文書(マイクロフィルム)中の「甲第 53 号議案」(参照、広中俊雄「箕作麟祥民法修正関係文書一覧」民法研究 2 号 143 頁、158 頁(2000))も同様であった)。梅の言う「原案」は「修正原案」による修正が加えられる前の草案であると推察されるが、当該「原案」は参照できなかった。なお、離婚に関する規定は富井政章の起草に係るようである(参照、梅文書研究会編『法政大学図書館所蔵梅謙次郎文書日録』43 頁(法政大学ボアソナード記念現代法研究所、2000))。
- 25 旧民法はフランス民法典に倣って証拠編を設け、「法律による推定」(présomptions établies par la loi)の一種として既判事項の権威ないし既判力(autorité de la chose jugée)を挙げており(証拠編 76 条 1 号)、既判力の主体的範囲の問題(フランス民法典 1351 条 4 文にいう当事者(partie)の同一性)も、民事訴訟法典(明治 23 年法律第 29 号)ではなく、民法典に規定されていた(証拠編 81 条 3 号)。大正 15 年改正以降、既判力の主体的範囲に関する条文は民事訴訟法典に規定されている。
- 26 フランスにおいて両者が明瞭に区別されたのは、対抗性(opposabilité)の概念が用いられるようになった 1960 年代以降である。参照、高田裕成・前掲註(23) 1571 頁以下(1987)；伊藤洋一『フランス行政訴訟の研究』133 頁以下(東京大学出版会、1993)。
- 27 参照、巽智彦「形成概念と第三者規律(四)」国家 128 卷 11・12 号(2015 公判予定)。排除効としての「形成力」ないし擬似的排除効の概念について参照、巽智彦・前掲註(9)「ドイツ行政訴訟における判決効の主体的範囲」52 頁以下。
- 28 例えば、岩田一郎『民事訴訟法原論(訂正第 12 版)』951 頁(有斐閣書房、1917)は、棄却判決の確定後は「何人と雖も婚姻の無効、取消若くは離婚を主張するを得ず」、認容判決の確定後は「何人と雖も婚姻の成立を主張することを得ざるものとす」と述べる。その他、松岡義正『特別民事訴訟論』281 頁(巖松堂書店、1918)は、同条は形成判決の既判力が当然に拡張される旨を確認的に規定したものと解する。

は、婚姻取消訴訟や離婚訴訟は形成訴訟の典型とされ²⁹、この規定は形成判決の排除効の拡張として理解されていた³⁰。

しかし他方で、対世効の必要性は、必ずしも排除効の拡張の必要性ではなく、基準性の拡張の必要性に求められているようにも見える。例えば松岡義正は、「婚姻が或一方に対しては成立し且有効にして又他の一方に対して無効にして成立せざと云うが如きは、婚姻の本質（身分関係）並びに公益に反する」ため、対世効が必要だと説明する³¹。この説明においては、婚姻関係がある者に対しては有効であり他の者に対しては無効であるという事態を避けることが念頭に置かれており、むしろ基準性の問題が対世効規定の主眼であったことが伺われる³²。このような、対世効の内容（排除効の拡張）と対世効の必要性（基準性の問題の解決）とのズレは、兼子一の問題提起³³を受けて形成判決の効力論³⁴について議論がなされるようになってからも、同様に存在した³⁵。

29 仁井田益太郎『民事訴訟法要論（中巻）』505頁（有斐閣、1908）；岩田一郎・前掲註（28）369頁以下；雫本朗造口述『民事訴訟法上巻（大正十年度京大講義）』299頁（出版社不明、出版年不明）（東京大学法学部図書室所蔵）。

30 ただし、形成判決の対世効の内容については、当時から議論が錯綜している。大別して、①形成判決は既判力を当然に第三者に拡張するものであるとの理解（松岡義正・前掲註（28）281頁）、②形成判決は排除効としての「形成力」を当然に第三者に拡張するものであるとの理解（雫本朗造・前掲註（29）297頁。なお参照、1. 2. 2）、③対世効規定の存在によって初めて形成判決の既判力が第三者に拡張されるとの理解（仁井田益太郎・前掲註（29）572頁。これは後掲註（33）の兼子一の理解に通ずるものである）が存在した。

31 松岡義正・前掲註（28）281頁。

32 その他に同様の論述を行うものとして、柳川勝二『人事訴訟手続法論（改訂再版）』100頁（巖松堂書店、1926）。

33 兼子一「行政処分取消判決の効力」同『民事法研究Ⅱ』101頁（酒井書店、1966）〔初出：1951〕。

34 例えば、山木戸克己『人事訴訟手続法』136頁以下、特に139頁註2（有斐閣、1958）；鈴木正裕「形成判決の効力」法学論叢67巻6号27頁（1960）。

35 山木戸克己・前掲註（34）137頁は、「身分関係は相対的画定に適しない性質の法律関係である」ことを対世効の必要性として説くが、これも基準性の拡張の必要性に留まる。このズレを明確に指摘したのが、紛争の画一的解決と一回的解決とを区別した、高田裕成・前掲註（23）；同・前掲註（9）である。

1. 1. 3 判例

判例も、理論的な基礎付けには踏み込まずして、結論的に対世効規定を排除効の拡張として理解してきた³⁶。具体的には、最判昭和 28 年 6 月 26 日民集 7 卷 6 号 787 頁は、死後認知の訴えの認容判決の確定後に認知者の配偶者が前訴原告を被告として提起した当該認知の無効を確認する旨の訴えに対して、「再審の手続で争うのは格別」³⁷として、それを認めることはできないとした。この判決は、前訴判決を取り消すことなくしては前訴判決により確定された身分関係を争いなおすことはできないということを前提としているものと解され、これは翻って、前訴判決に排除効の拡張を認めていることになる。同旨は、認知の訴えの認容判決の確定後に民法 786 条に基づいて認知の取り消しを求めることはできないとした判決（最判昭和 37 年 5 月 8 日家裁月報 14 卷 9 号 88 頁³⁸）にも当てはまるし、夙に、養子たる地位に基づいて相続財産の分配を受けた B に対して、実子 A が当該養子縁組の無効確認訴訟を提起して認容判決を得、さらに A が B からの転得者である D に対して当該相続財産の返還を求めた事例において、縁組無効確認判決の対世効によって D は B の養子縁組の無効を争い得なくなることを前提とした判決（大判明治 38 年 12 月 5 日民録 11 号 1629 頁）にも当てはまる。

1. 2 会社関係訴訟

1. 2. 1 条文の沿革

会社法（平成 17 年法律第 86 号）838 条は、「会社の組織に関する訴え

36 参照、池尻郁夫「身分判決の第三者に対する効力」法教 46 号 63 頁（1984）；池尻郁夫「人事訴訟についてなされる判決の第三者に対する効力（一）」愛媛法学会雑誌 12 卷 1 号 93 頁（1985）；同「（二・完）」愛媛法学 18 号 1 頁（1985）。

37 この「再審」について参照、後掲註（59）。

38 池尻郁夫・前掲註（36）法教 65 頁および同・愛媛法学会雑誌 109 頁は「昭和 39 年」と表記するが、家裁月報の該当箇所を見る限り、昭和 37 年の誤りである。三代川俊一郎・前掲註（16）331 頁は本文に挙げた判決に加えて「最判昭和 39 年 5 月 8 日家裁月報 14 卷 9 号 88 頁」を挙げるが、上記の誤記に基づく誤りだと思われる。

に係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する」として、株主総会決議取消しの訴え、同無効の訴え等の「会社の組織に関する訴え」(834条柱書括弧書参照)の認容判決に対世効を認めている³⁹。人事訴訟法とは異なり、棄却判決には対世効は認められていない。他方で、人事訴訟法と同じく、この対世効を被る第三者の事後的救済手段については何ら特則が無い。

こうした建前は、平成17年改正前商法、ならびにその下での解釈論および判例を引き継いだものであるが、人事訴訟とは異なり、会社関係訴訟においては当初からこうした建前が採用されていたわけではない⁴⁰。具体的には、そもそも会社の組織に関する訴えに関する規定がなかった旧商法(明治23年法律第32号)はもちろんのこと、株主総会決議無効の訴を新設した現行商法(明治32年法律第48号)においても当初は対世効規定が存在せず、明治44年(1911年)改正により、新設された設立無効の訴えの認容判決が「当事者に非ざる社員」にも効力を及ぼす旨が明文化され(合名会社について99条の4)、それが株主総会決議無効の訴えにも準用されることとなった(163条3項)。さらに、昭和13年改正商法により、社員に限定されない一般的な対世効規定が導入された(合名会社の合併無効の訴えの認容判決に関する109条1項が、例えば合名会社の設立無効の訴えについて136条3項、株主総会決議取消しの訴えについて247条2項、株主総会決議無効確認の訴えについて252条でそれぞれ準用された)。その後昭和25年改正において導入された新株発行無効の訴え(280条の16)や、最判平成9年1月28日民集51巻1号40頁が認めた新株発行不存在確認請求訴訟についても対世効が妥当することとなり、平成17年会社法において「会社の組織に関する訴え」一般に妥当するものとして整理され、現在に至っている⁴¹。

1. 2. 1. 1 明治44年改正——「他の社員」に限った判決効の拡張

明治44年改正で導入された対世効については、第二次法律取調委員会における法案の審理過程においてなされた、この規定に関する修正案を巡

39 これに対して、役員解任の訴え(854条)等には対世効規定が存在しない。そのことから生じる諸問題について参照、垣内秀介・前掲註(7)377頁以下。

40 株主総会決議を争う訴訟について参照、岩原紳作「株主総会決議を争う訴訟の構造(一)」法協96巻6号669頁、674頁以下(1979)。

る議論が示唆的である。

ここでも梅謙次郎が重要な役割を果たしている。梅は、「他の社員」に限らず社外の第三者にも一般的に判決の効力を及ぼすべき旨の修正案を提出していた。梅によれば、設立無効の訴えの認容判決は登記される（改正後の99条の5）のであり、登記は第三者に対する公示のためにされるのであるから、当然判決は第三者にもその効力を及ぼしているものでなければならない⁴²。他方で、対世効によって不利益を被る社外第三者の保護は、判決前の第三者であれば「設立を無効とする判決は会社と第三者との間に成立したる行為の効力に影響を及ぼさず」という規定（同99条の6第2項）の解釈の問題として⁴³、判決後登記前の第三者であれば登記なくして対抗することのできない「善意の第三者」（同12条）の解釈の問題⁴⁴として、それぞれ処理することができるとされた。

これに対して、岡松参太郎委員は、「判決の効力を生ずると云ふこととそれから判決に依て確定したる事実を対抗すると云う間に区別をしなければならぬ」⁴⁵と述べて、当時において既に、基準性の問題と排除効の問題

41 他方で、以上の規整とは別に、会社法は役員等の責任追及等の訴え（847条ないし847条の3）について、第三者たる株式会社または株主に、特別の再審事由に基づく再審を認めている（853条）。この責任追及等の訴えについては、対世効の規定は存在しないが、当該訴えの棄却判決は、①株主が原告である場合には民事訴訟法115条1項2号により株式会社にも既判力を及ぼし、その結果として他の株主もその効力を争い得なくなり（最判平成12年7月7日民集54巻6号1767頁）、②株式会社が原告である場合には、株式会社自身に既判力を及ぼし、その結果として他の株主もその効力を争い得なくなるという形で、第三者たる株式会社または株主にも効力を及ぼすこととなる（三木浩一ほか『民事訴訟法（第2版）』460頁〔垣内秀介〕（有斐閣、2015）曰く「広義の反射効」）。853条の再審の訴えは、このような原告と同種の利害を有する第三者（会社および他の株主）に対する不利益に応じて設けられたものであるため、本稿の考察対象からは除外する。

なお、組織に関する訴えおよび責任追及等の訴えの制度は、現在では営利性のない一般社団法人についても導入されている（一般社団法人法264条以下、特に273条）。

42 法務大臣官房司法法制調査部監修「商法中改正法律案議事速記録一」同『近代立法資料叢書20』164頁上段〔梅謙次郎発言〕（商事法務、1985）。

43 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（42）177頁下段。

44 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（42）165頁下段。

45 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（42）173頁。

とを明確に区別していた。要するに、この条文が定めている「判決の効力を生ずると云ふこと」は既判力のような排除効の問題であり、「判決に依て確定した事実を対抗すると云ふ」ことはこの条文の問題ではない。換言すれば、原案通り「他の社員」に対してのみ判決の効力が生ずるという規定であっても、それは「他の社員」が前訴判決の内容を争い得なくなるという排除効の作用を述べたものにとどまり、会社外の第三者に対して判決の実体法上の基準性が及ぶことはなお肯定することができる。このように解釈すれば、梅の懸念は社外第三者に対しては「対世効」が及ばないとする原案の下でも当たらないことになる。

しかし梅は、人事訴訟ですでに例があると述べ、「此会社の設立が無効であると言うことは何人に対しても之が主張し得らるるようではなければ、或る者からは会社が無効と見る或る者からは無効でないと言うことになる、斯様に考えますから飽まで前記を主張いたします」と譲らなかつた⁴⁶。ここで梅が想定している対世効が、排除効ではなく、基準性の問題に留まっていることは明白である。また、梅が人事訴訟を引き合いに出したことから、梅が人事訴訟手続法において対世効の導入を説いたのも、それなくしては実体法上の基準性が第三者に拡張されず、例えば婚姻関係が第三者との間でまちまちになるという事態が生じてしまうという危惧に基づくもの、さらに言えば、その限りでの危惧に基づくものであったことが、翻って推察されるのである（1. 1. 1 参照）。

梅の提案には、原案のままであれば「無効の判決が確定して居るかも知れぬが私は羈束されぬから私は判決の効力の登記があっても尚此設立は有効であると主張して清算人の資格を否認するというようなことが出て来はせぬか」⁴⁷との懸念から、むしろ社員以外の第三者に対しても排除効の拡張を認めるべきとの賛同もあった。しかし結果的に、上記のような「対世効」の概念に関する理解のすれ違いもあって、梅の提案は挫折することになった。そして、この対世効規定に排除効を読み込むことの可否は、人事訴訟とは異なって、結局明確にされないままであった。

46 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（42）177 頁上段。

47 法務大臣官房司法法制調査部監修・前掲註（42）171 頁〔原嘉道発言〕。

1. 2. 1. 2 昭和13年改正——「第三者」一般への判決効の拡張

後に、昭和13年改正により、株主総会決議を争う訴訟等の認容判決の効力が「他の社員」に限られない「第三者」一般にも及ぶ旨が規定された。すなわち、ここに至ってかつての梅謙次郎の提案が容れられたことになる。では、規定の内容として、梅の反論内容であった基準性の問題を超えて、第三者に対する排除効の拡張までが盛り込まれたのであろうか。

改正時にいかなる議論がなされたのかは詳らかにし得なかったが、必ずしも排除効の拡張までが意図されていたわけではないように見受けられる。立法に深く関与した松本丞治は、「凡そ会社の設立、解散其他之に準ずべき重大事項（例へば株式会社の資本の増加又は減少）に付ては、其効力の有無は何人に対しても画一的に決定せらるべきものである」⁴⁸と述べ、株主総会決議の効力も同様だとする。すなわち、仮に株主と会社との間で単なる決議無効確認の訴が提起されるならば、その認容判決は当事者を拘束するのみであり、それ以外の者との間では効力を有さない。例えば取締役選任決議の無効が宣言されたとしても、原告との関係でのみ取締役がその地位を失うに過ぎず、他の者との関係では未だ取締役たる地位を維持するという結果になる。それではおかしいので、判決に対世的な効力を付与した特別の訴えを認めたのだ、というのである⁴⁹。この考え方に依れば、改正法が「他の社員」を「第三者」に改めたのは、会社外第三者との関係でも法関係は画一的に変動しているはずだという梅謙次郎の問題意識を容れて、基準性に関する疑義を解消したに留まるのであって、排除効の問題は別論だと解する余地もあることになる⁵⁰。

48 松本丞治「商法改正要綱解説（二）」法協49巻10号127頁、140頁（1931）。

49 松本丞治「商法改正要綱解説（三）」法協49巻11号109頁、131-132頁（1931）。

50 梅が登記に関連して議論をしていたのと同様に、松本も登記の問題を引き合いに出す（松本丞治・前掲註（49）132頁；松本丞治「会社法上の訴」同『商法解釈の諸問題』250頁、251頁（有斐閣、1955）〔初出：1933〕）。また、松本丞治『改正商法大意』99頁、176頁以下（岩波書店、1929）でも、「何人に対しても無効」、「何人に対しても初より無効と看做される」ということが述べられるにとどまり、第三者が当該法変動を争い得なくなるとの叙述はない。

1. 2. 2 学説

人事訴訟と同様、学説の多くは、商法上の対世効規定を排除効の拡張と理解してきた。明治44年改正法の対世効規定に関する理解として、例えば雉本朗造は、会社設立無効の訴、総会決議無効の訴をともに形成訴訟と位置づけており⁵¹、これらの認容判決の対世効については、排除効としての「形成力」とであると理解している⁵²。昭和13年改正法を前提とする体系書も、この規定により「利害関係人は訴訟上の抗弁として決議の無効を主張することを得なくなった」⁵³と述べるなど、この規定を排除効の拡張と理解するものが多く⁵⁴、戦後も状況は同様である⁵⁵。

しかし他方で、これまた人事訴訟と同様に、対世効の必要性は必ずしも排除効の拡張ではなく、基準性の拡張に焦点を当てて論じられているように見受けられる。例えば田中耕太郎は、合併無効判決について対世効が必要となるのは、「合併無効の事実が全ての利害関係人に対する関係に於て画一的に決定せらるべき事項であるから」⁵⁶であり、この理は株主総会決議無効の訴でも同様であると述べている⁵⁷。

51 雉本朗造・前掲註(29)300頁。同旨、仁井田益太郎・前掲註(29)506頁。

52 雉本朗造「株主総会の決議無効の訴」同『民事訴訟法論文集』989頁、1065頁(内外出版印刷、1928)〔初出：1918〕。雉本は単一要件説に基づいて(擬似的)排除効としての「形成力」を觀念するヘルヴィヒの理解(参照、巽智彦・前掲註(27))に全面的に依拠している(同1065頁)。なお、雉本は形成訴訟は形成権の存在を確認するものであると理解しており(雉本朗造・前掲註(29)295-296頁)、形成訴訟の説明一般についてもヘルヴィヒの影響を強く受けている(参照、巽智彦「形成概念と第三者規律(三)」国家128巻9・10号(2015刊行予定))。

53 田中耕太郎『改正会社法概論(附有限会社法)(改版)』557頁(岩波書店、1939)。

54 田中誠二『改正会社法提要(改正第11版)』149頁(有斐閣、1939)は、109条1項が既判力を拡張する規定であると明言する。

55 例えば、松田二郎『新会社法概論』190頁(岩波書店、1957)。近時、河野正憲「会社事件手続法の総論的考察」川嶋四郎=中東正文編『会社事件手続法の現代的展開』19頁、29頁(日本評論社、2013)は「特殊な『実体的な効果』」として会社法838条の対世効を説明しているが、これは前掲註(27)の疑似的排除効のことだと解される。

56 田中耕太郎・前掲註(53)149頁。

57 田中耕太郎・前掲註(53)557頁。

1. 2. 3 判例

人事訴訟手続法上の対世効規定とは異なり、最高裁が商法上の対世効規定を正面から問題にすることはなかったが、近時になって最高裁は、会社法 838 条の対世効が排除効の拡張である旨を示唆する決定を下した。すなわち最高裁は、新株発行無効判決が確定した後、当該新株発行による新株の割当を受けた者は、独立当事者参加の申出を行うとともに、民訴法 338 条 1 項 3 号を再審事由とする再審の訴えを提起することができるとしたのである（最決平成 25 年 11 月 21 日民集 67 卷 8 号 1686 頁）⁵⁸。この判決の意義一般を論ずることは本稿の目的とするところではない⁵⁹が、本稿の関心からして重要なのは、最高裁が再審という手段を認めたことが、翻って、新株発行無効判決が確定した場合に、新株の割当を受けた者はもはや再審手続を用いずには株主たる地位を主張することができないことを意味する可能性がある点である。このような解釈が想定されているのだとすれば、それは翻って、会社法上の対世効規定を排除効の拡張と解することを意味することになる。

58 その後最高裁は、株式会社の解散の訴え（会社法 833 条）の認容判決の確定後、解散に反対する株主が提起した再審訴訟について判断を下したが、ここでは独立当事者参加の申出における請求定立の必要性を理由に訴え却下の判断が下された（最決平成 26 年 7 月 10 日金商 1448 号 10 頁）。

59 近時の理論的検討として参照、菱田雄郷「第三者による再審の訴えについて」伊藤眞古稀『民事手続の現代的使命』531 頁（有斐閣、2015）。行政法理論の観点から興味深いのは、むしろ、平成 8 年民事訴訟法改正前の事案であることを理由に本決定が射程を限定した、最判平成元年 11 月 10 日民集 43 卷 10 号 1085 頁の含意である。同判決は、X が検察官 Y を被告として自身が A の子であることの認知を求めた死後認知訴訟に A の他の子 Z が参加していなかった場合、Z が当該訴訟の当事者適格をもたないことを理由に、Z は認知の訴えの認容判決に対する再審の原告適格を有さない旨を判示したものであるが、その際、行訴法 34 条の第三者再審の類推の主張を排斥している。曰く、「行政事件訴訟とは対象とする法律関係を異にし、再審の訴えをもって不服申立をすることが許される第三者には共同訴訟参加に準じた訴訟参加を許す旨の行政事件訴訟法二二条のような特別の規定のない人事訴訟手続に、行政事件訴訟法三四条の第三者の再審の訴えに関する規定を類推適用することはできない」。ここで最高裁が行政事件訴訟が対象とする「法律関係」としていかなるものを想定しているのか、また行訴法 22 条の参加制度をいかなる意味で「特別」と考えているのかという点は、今なお検討に値する問題である。

1. 3 倒産関係訴訟

破産法 131 条および民事再生法 111 条の破産債権者または再生債権者全員に対する判決効の拡張、並びに会社更生法 161 条の更生債権者、更生担保権者および株主全員に対する判決効の拡張については、人事訴訟や会社関係訴訟とは異なって形成訴訟論と関連づけられてこなかった⁶⁰こともあってか、さほど議論がなされていない。しかし、この対世効規定も、原告の対立利害関係人に参加なくして判決効を及ぼす機能を有している。具体的には、自身の届け出た倒産債権について、管財人もしくは再生債務者、または他の倒産債権者から異議等を述べられた倒産債権者が、査定申立てを棄却された後、それらの者全員を被告として（参照、破産法 126 条 4 項、民事再生法 106 条 4 項、会社更生法 152 条 4 項）提起する訴訟については、異議を述べなかった他の倒産債権者は共同被告とはならない。すなわち、この場面においては、潜在的に原告と対立する利害を有する者（異議を述べなかった他の倒産債権者）に対して、参加なくして判決効が及ぼされるという事態が生じるのである⁶¹。

1. 3. 1 条文の沿革——大正 11 年（1922 年）旧破産法

各種倒産法上の対世効規定は、旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）により導入されたものである⁶²。旧破産法 250 条は、「債権ノ確定ニ関スル訴

60 債権確定訴訟の性質を確認訴訟とする見解として参照、兼子一『新版強制執行法・破産法』239 頁（弘文堂、1964）。

61 他方で、査定申立てが認容された後に、異議者が査定申立てをした倒産債権者を被告として提起する訴訟については、同種利害関係人（異議を述べたが訴訟提起および訴訟参加しなかった他の倒産債権者、および異議を述べなかった他の倒産債権者）に対する判決効の拡張が問題となるが、冒頭で述べたとおり、同種利害関係人への判決効の作用については本稿の対象ではない。

62 それ以前においては、全 5 条に過ぎない家資分散法（明治 23 年法律第 69 号）はもちろんのこと、旧商法（明治 23 年法律第 32 号）破産編においても類似の規定は存在しなかった（旧商法 1027 条は「異議を受けたる各債権は若し其債権者之を取消さざるときは破産裁判所公庭に於て破産主任官の演述を聴き成る可く合併して其判決を為す可し」と規定していたが、判決効の拡張に関する規定はない）。概略として参照、園尾隆司『民事訴訟・執行・破産の近現代史』248 頁以下（弘文堂、2009）。

訟ニ付為シタル判決ハ破産債権者ノ全員ニ対シテ其ノ効力ヲ有ス」と規定しており、この規定は同様の債権確定訴訟の制度を導入した旧会社更生法（昭和27年法律172号）にも導入された（154条）⁶³。その後、民事再生法（平成11年法律第225号）が導入した査定異議訴訟にも同旨の規定が採用され⁶⁴、現行会社更生法（平成14年法律第154号）および現行破産法（平成16年法律第75号）もそれに倣うこととなった。

1. 3. 2 条文の趣旨

旧破産法における判決効拡張の趣旨については、これまた梅謙次郎の解説が存在する。梅は、法律案の解説として以下のように述べている。「御承知の通り普通の判決は当事者間にのみ効力を有しますが破産に於ては破産と云ふものは団体的のもので一人一個の行為でありませぬから単に当事者間に於てのみ判決の効力があっても何にもならぬ、直ぐそれ以外のものから問題を提起すると又訴訟が起ってきますから異議に関する判決の効力と云ふものはそれは絶対であると云ふことに極めました」⁶⁵。

この梅の提案理由では、「破産と云ふものは団体的のもので…単に当事者間に於てのみ判決の効力があっても何にもならぬ」という点から、まずもって、破産債権者ごとに破産債権の存否が区々になることを避けるという実体法上の基準性の問題が意識されているように見受けられる。具体的には、債権確定訴訟の被告となった破産管財人および他の倒産債権者に対してのみ認容判決の効力が及ぶというのでは、被告とならなかった他の倒産債権者との関係では倒産債権は未だ認められていないこととなるため、そうした事態を避けることが念頭に置かれているように見える。

他方で、ここでは基準性に留まらず、度重なる訴訟を封じるための排除

63 旧会社更生法立法時に、この条文の実質的内容について議論がされたかは定かではない。参照、位野木益雄編著『会社更生法〔昭和27年〕（1）（日本立法資料全集47）』192頁（信山社、1994）；同『会社更生法〔昭和27年〕（2）（日本立法資料全集48）』440頁（信山社、1995）。

64 民事再生法施行に伴い廃止された和議法（大正11年法律72号）57条においては、異議に対する和議裁判所の決定（和議法48条2項、旧破産法182条2項ないし4項）について対世効規定は存在しないが、発効した和議の効力としては、強制和議の効力に関する旧破産法326条1項（「強制和議ハ破産債権者ノ全員ノ為且其ノ全員ニ対シテ効力ヲ有ス」）が準用されていた。

65 梅謙次郎口述『破産法案概説』80-81頁（法学協会、1903）。

効も、明確に念頭に置かれているように見える（「直ぐそれ以外のものから問題を提起すると又訴訟が起ってきます」という点）。ここでの排除効の意義は、債権確定訴訟が認容された結果、他の倒産債権者に対しても当該判決の基準性が及び、他の倒産債権者との関係でも原告が自身の倒産債権の存在を主張できるようになることを前提に、当該他の倒産債権者からの当該判決に対する不服申立てを制限するという点にある。この点は、司法省による解説では⁶⁶、債権表の記載が破産債権者の全員に対して確定判決と同一の効力を有するとしている（242条）ことの趣旨として、「債権の確定は総債権者間の配当の基準を定むるを目的とするものなるを以て其の確定力は総債権者に対抗することを得べきものたらざるべからず」（濁点、句読点筆者）という基準性の問題と、「其の確定力は訴を以てしても之を争ふことを許すべきに非ざるを以て判決の確定力と同一にするの必要あり」という排除効の問題との「二義を明にす」と明瞭に解説されている⁶⁷。

ただし、倒産手続内では定められた手続によってのみ異議の申出ができるという建前がある以上、排除効の拡張の意義が本当に存在するのかは、なお問題となろう。すなわち、例えば、破産債権者 X が管財人 Y を被告として債権確定訴訟を提起して、それが認容された場合、他の破産債権者 Z がさらに X の破産債権の額について異議を述べる手続は存在しない⁶⁸。したがって、再び XZ 間での訴訟が起こることはそもそもありえない。これは、X が Y に対して提起した債権確定訴訟の認容判決の排除効が Z に及んでいるからというのではなく、そもそも Z に不服を申し立てる手段が与えられていないからである。換言すれば、倒産手続の場合は、段階的に手続を仕組み、各段階について期間制限を設けることで、既に一回的解決が達成されている⁶⁹。それゆえ、倒産手続外での作用を認めない限り

66 司法省編纂『改正破産法理由附和議法理由』126頁（中央社、1922）。

67 司法省編纂・前掲註（66）130頁は、旧破産法250条が判決の対世効を規定したのは、242条と同じ趣旨に基づくものであるとしている。

68 異議は調査期日において述べられることが想定されており（旧破産法240条1項）、債権確定訴訟の終結後に再度調査期日を設けることは想定されていない。現在の査定決定に対する異議の訴えの制度においても同様である（現破産法124条1項）。

69 出訴期間制限による一回的解決について参照、異智彦・前掲註（9）125頁；同・前掲註（7）131頁。

は⁷⁰、排除効の拡張に紛争の一回的解決のための独自の意義を認めることはできないように思われる。そうすると、結局のところ、当該対世効規定の主眼は実体法上の基準性の問題の解決にあると解さざるを得ないことになる⁷¹。

1. 4 小括および考察

以上概観したところから、いずれの分野においても、立法当初における対世効規定の意義は、主として基準性の問題の解決に見出されていた（と見る余地がある、または見るほかない）ことが分かった。その旨が最も明確であったのは会社関係訴訟であった（1. 2）。これに対して人事訴訟については、結論的には排除効の拡張である旨が当初から確認されていたが、基準性の問題と排除効の問題との区別が明瞭になされておらず、基準性の問題の解決のために排除効という過剰規整が無自覚に導入されたと見る余地がある（1. 1）。同様に、倒産関係訴訟における対世効規定も、紛争の一回的解決は既に段階的な制度設計によって達成されており、対世効規定の主眼はやはり実体法上の基準性の問題にあると見ざるを得ない（1. 3）。

しかし、基準性の問題の解決のためであれば、対世効規定は不要なのではないかという疑問がありえよう。例えば、破産債権者が提起する査定申立て棄却決定に対する異議の訴訟に相当する、強制執行手続において配当要求を却下する決定に対する執行抗告（民事執行法 105 条 2 項）について

70 通説は倒産手続外での作用を否定している（伊藤眞ほか編『条解破産法（第2版）』922頁、878頁（弘文堂、2014））。なお、消費者裁判手続特例法においては、共通義務確認訴訟の認容判決の効力は届出消費者にのみ及ぶとされており（法9条）、当該手続外に排除効が及ばないことが条文上明確にされている（参照、消費者庁消費者制度課編『一問一答消費者裁判手続特例法』85頁（商事法務、2014））。

71 他方で、この対世効規定の存在は、複数の異議者が当事者となる場合にそれが（類似）必要的共同訴訟となるという帰結と結びつけられている（参照、伊藤眞ほか編・前掲註（70）892-893頁）。ただし、必要的共同訴訟の規整は、排除効としての対世効ではなく基準性としての対世効に留まる場合（紛争の一回的解決は不要であるが画一的解決は必要である場合）でも適用され得るものであり（高田裕成・前掲註（12）192頁）、仮に当該対世効規定を基準性の拡張のための（確認）規定であると解しても、当然に結論が変わるわけではない。

は、倒産関係訴訟と状況は同じであるにもかかわらず、認容裁判の対世効規定は存在しない。具体的には、一方で、この場合、倒産手続と同様に、原告人（配当要求者）と対立利害関係を有する第三者（差押債権者および他の配当要求者）は多数にわたるにもかかわらず、それらの者は原告の相手方とならない⁷²。他方で、倒産手続とは異なり、当該執行抗告を認容する決定（要するに、配当要求は適法であるとの決定）については対世効規定は存在しないため、当該決定を経てもなお、第三者たる差押債権者やその他の配当要求者は、執行異議ないしは配当異議を申し立て、原告人のした配当要求が不適法である旨を主張することが可能である（排除効の拡張の否定）。しかし、当該執行抗告を認容する決定が上記の第三者に対して基準性を及ぼさないとすると、原告人は差押債権者や他の配当要求者に対して自身の配当要求の効力を主張できず、結局配当を受けられないことになってしまうため、この場合、対世効規定がなくとも基準性の拡張は当然に肯定されているものと解されるのである⁷³。

他方で、それゆえ逆に、対世効規定を排除効の拡張であると解してきた通説的理解は、ある意味で当然であったとも言える。というのも、基準性の拡張のために対世効規定を用意する必要がないのであれば、敢えて用意された対世効規定には排除効の拡張の含意があると理解することは、むしろ自然だからである。とはいえ、対世効規定を排除効の拡張として理解す

72 審尋の機会が職権で与えられる可能性があるに留まる。民事執行法 20 条、民事訴訟法 335 条。

73 この問題については、ドイツ法の概念枠組みにおいては登場しない、「対抗性 (opposabilité)」の概念が鍵になると思われる (参照、高田裕成・前掲註 (9) 365 頁註 3。契約法分野における対抗性の機能について参照、森田宏樹「物権と債権の区別」新世代法政策学研究 17 号 45 頁 (2012))。ただし、判決一般 (ひいては法律行為・国家行為一般) の対抗性の問題を分析するためには、なお議論の整理を要する点が多い。例えば、一方で、構成要件の効力 (Tatbestandswirkung) や形成力 (Gestaltungswirkung) といったドイツの概念は、対抗性ないし基準性のみならず (擬似的) 排除効を包含していることがあるし (参照、巽智彦・前掲註 (9) 「形成概念と第三者規律 (五)」)、他方で、対抗性は法関係の変動ないし「形成」と密接に関わるものとして理解されており、実体法関係の変動をもたらさない純粋な「確認」作用について対抗性を語ることはなお問題である。とりわけ後者の問題は、民事訴訟法学における既判力本質論や、行政法学における規律 (Regelung) 概念との関係でも興味深いものであり、詳細な検討は他日を期したい。

対世効と紛争の画一的解決の必要性

ること、さらに言えばそれを既判力の拡張として理解することの実践的な意義およびその当否に関しては、今なお議論する必要がある⁷⁴。

2 紛争の画一的解決と法関係の可分性

以下では、人事訴訟および会社関係訴訟の対世効規定について展開されている、第三者の事後的救済手段に関する議論から、行訴法の第三者効、第三者再審に関する示唆を抽出する。

2. 1 対世効を受ける第三者の事後的救済手段

人事訴訟や会社関係訴訟について、対世効を被る第三者の手續保障に関する解釈論および立法論が展開されていることは、周知の通りである⁷⁵。とりわけ人事訴訟の領域では、第三者に対して無条件に排除効を及ぼすことに関しては、かねてから多くの批判がなされてきた⁷⁶。実体法学説の側でも、早くから善意の第三者の保護の要請が説かれ⁷⁷、さらにはそもそも身分関係の画一的確定の要請について疑問が呈されるようになっており⁷⁸、

74 近時の意識的な分析として参照、垣内秀介・前掲註(7) 365頁以下。人事訴訟についてこの点に自覚的に既判力説を採用するものとして参照、松川正毅ほか編『新基本法コンメンタール人事訴訟法・家事事件手続法』61-62頁〔本間靖規〕(日本評論社、2013)。巽智彦「形成概念と第三者規律(六・完)」国家129巻3・4号(2016公判予定)では、行訴法上の第三者効についてこの問題を考察する予定である。

75 再審手續に焦点を当てた近時の検討として参照、杉山悦子・前掲註(14)。訴訟係属の通知や強制参加など、人事訴訟における各種の立法上の手当てについて参照、梶村太市=徳田和幸編『家事事件手続法(第2版)』182頁以下〔高田昌宏〕(有斐閣、2007)。なお、判決効を被る対立利害関係人の手續保障の問題は、民事訴訟法115条1項2号ないし4号による判決効の拡張も含めたより一般的な問題であるが、この問題それ自体には踏み込まない。概観として、伊藤眞・前掲註(11) 533頁以下；三木浩一=山本和彦編『民事訴訟法の改正課題』32頁以下、46頁以下、176頁以下(2012)。

76 議論の概要について参照、河野正憲「身分判決の対世的効力と第三者の地位(一)」東北法学56巻3号1頁(1992)、同「(二)」東北法学56巻5号25頁(1992)、同「(三・完)」東北法学57巻1号75頁(1993)；高橋宏志「人事訴訟における手續保障」伊藤眞=徳田和幸編『講座新民事訴訟法Ⅲ』349頁(弘文堂、1998)。

77 中川善之助「看過された二つの新判例」東北法学5巻6号68頁、73頁以下(1936)。

訴訟法学説は、こうした実体法学説の問題意識を酌み取りながら発展してきた⁷⁹。具体的には、訴訟法学説は、比較法分析を踏まえ、第三者の利害関係を類型化してそれぞれに応じた訴訟法上の規整を適用することを志向している⁸⁰。このような理論動向は、会社関係訴訟についても同様に見られる⁸¹。

本稿で注目するのは、そうした議論の中で論じられている第三者の事後的救済手段には、性質の違う二つのものが存在するという点である。具体的には、①再審の訴えを典型とする、前訴判決の効力を前訴当事者間も含めて全体として否定する手続と、②前訴当事者の一方または双方と第三者との関係でのみ相対的に前訴判決の効力を否定する手続の、二種類が議論されている⁸²。例えば人事訴訟については、結果を異にする判決を生じて身分関係が混乱することを危惧し、後訴の形態を①再審の訴えに限定する見解もある⁸³一方で、再審手続で前訴判決を取消すことは前訴当事者間での判決の援用を不可能とする点で行き過ぎであるとし、②第三者との間で相対的に前訴判決の効力を制限することを認める見解もある⁸⁴。会社関係

78 東北大学民法研究会『『合意に相当する審判の制度』(下)』ジュリ 271号 10頁、22頁以下〔幾代通〕(1963)。同 21頁〔広中俊雄〕は、人事訴訟手続法 18条の形式的な適用は違憲であると断じている。

79 兼子一は、「実体法上の平面」における法律関係の存否の相対性と、「判決の効力(既判力)の段階」における相対性とを夙に区別していた(兼子一「親子関係の確認」同『民事法研究 I』341頁、344頁(酒井書店、1950)〔初出:1937〕)。現在の議論を先導した吉村徳重も同様である(吉村徳重「判決効の拡張と手続権保障」同『民事判決効の理論(下)』213頁、230頁以下(信山社、2010)〔初出:1978〕)。

80 吉村徳重・前掲註(79)；池尻郁夫「身分判決の対世効とその制限(1)——若干の比較法的考察」六甲大論集 29巻 4号 56頁(1983)、同「(2)」六甲大論集 30巻 1号 84頁(1983)；高田裕成・前掲註(9)；吉村徳重・前掲註(7)。

81 商法学説として、岩原伸作「株主総会決議を争う訴訟の構造(九・完)」法協 97巻 8号 1043頁、1090頁以下(1980)。訴訟法学説として例えば、本間靖規「判決の対世効と手続権保障(一)」龍谷法学 18巻 4号 24頁(1986)、同「(二・完)」龍谷法学 19巻 1号 34頁(1986)。

82 参照、杉山悦子・前掲註(14) 1003頁。

83 山木戸克己・前掲註(34) 139頁。明確には説かれていないが、吉村徳重・前掲(7) 258頁以下も、24条 2項の類推による場合も含めて、同様に再審手続を想定しているようである。

対世効と紛争の画一的解決の必要性

訴訟についても、例えば行訴法 34 条の第三者再審制度の類推を説く見解⁸⁵は、基本的には①の手段を念頭に置いているものと解される。

以上のような第三者の事後的救済手段のバリエーションは、関係者間で共通の実体法状態を通用させる必要を認めるか否か（紛争の画一的解決の必要性があるか）という問題に関係している。すなわち、第三者に前訴判決によって宣言された法状態の存否を再度争わせる場合⁸⁶に、前訴当事者を含めた全ての関係人について共通の法状態を通用させるべきであれば、①前訴判決の効力を全体として否定する手続が強制され、その必要がないならば②前訴判決の効力を後訴原告との関係でのみ否定する手続が許容されることになる。以下ではこの①②の手続の違いについて、訴訟法の観点（2. 2）および実体法の観点（2. 3）からより詳しく考察しよう。

2. 2 紛争の画一的解決——訴訟法の観点

2. 2. 1 紛争の画一的解決の手段としての第三者再審

ここで「紛争の画一的解決」という語が意味しているのは、「ある法律関係につき関係者間で共通の判断を通用させること」である⁸⁷。既に指摘されている通り、画一的解決の達成のために最低限必要な訴訟法上の規整

84 松本博之『人事訴訟法（第3版）』256頁以下（弘文堂、2012）。

85 岩原紳作・前掲註（81）1092頁。

86 これに対して、第三者が前訴判決の内容を争わずして、善意者保護規定等の適用を受ける旨を主張すれば足るという場面もある。例えば、隠居無効判決の確定後に隠居者が相続財産の転得者に対して提起した所有権移転登記抹消登記請求について、当該転得者の詐害判決の抗弁を認めた大審院判例（大判昭和9年12月10日判例集未登載、大判昭和10年12月28日判例集未登載）（中川善之助・前掲註（77）68頁に紹介および分析がある）や、会社の代表取締役と取引をした者に、当該代表取締役の選任決議の取消判決の内容を争わせるのではなく、表見法理等による救済を認める見解（商法学説として、岩原紳作・前掲註（81）1095頁註13；江頭憲治郎『株式会社法（第6版）』368頁註5（有斐閣、2015）。訴訟法学説として、本間靖規・前掲註（81）80頁）は、このような場面を想定している。このような場面は、同一の法関係について関係者ごとにまちまちに通用することになる場面（法関係の主体的可分性）ではなく、関係者間に関連するが相異なる法関係が存在するという場面（法関係の客体的可分性）にすぎないため、以下で見る問題とは関係しない。

87 高田裕成・前掲註（12）187頁。

は、前訴判決の基準性が第三者に及ぶことを認めたくえて、後訴の形態を前訴判決を全体として取り消すものに限定すること（暫定的対世効）である。具体的には、画一的解決のための必要条件は、前訴判決により形成、確認された法関係が「当事者以外の第三者との関係でも通用力（実体法上の通用性）を持つ」ものとし、かつ第三者が前訴判決に対して不服を申し立てる手続を「前訴判決（の確定した法律関係）を取消す効果」を伴うものに限定することである⁸⁸。この点について重要なのは、後訴では前訴当事者の双方を当事者とする必要があり、必然ではないとはいえ、その典型は再審手続であるとされている点である⁸⁹。換言すれば、第三者再審の規整は、紛争の画一的解決を貫徹するための規整を典型化したものとして、一定の意義を有するといえる。

こうした第三者再審の意義が際立つのは、第三者にとっては自身が前訴当事者の一方との関係で自身の実体法上の地位を主張できれば十分であり、前訴当事者の他方との関係は本来ならば問題とならない場合である。例えば、被相続人 A の子である旨を主張する X が検察官 Y を被告として死後認知訴訟を提起し認容判決が下された場合、A の相続人 Z は、自己の相続分の減少を防ぐためには、前訴原告 X との関係で X が A の子の地位にないことを争うことができれば足り、前诉被告 Y との関係（さらに言えば、他の相続人との関係。3. 2. 3 参照）はもはや問題とならないはずである。この場合に第三者に第三者再審の利用を強制するとすれば、それは紛争の画一的解決の貫徹のために、こうした前訴当事者の一方のみを相手方とした訴訟を封じ、前訴当事者間も含めて全体として前訴判決の効力を失わせる手続を強制するという意味を持つ。逆に言えば、紛争の画一的解決を貫徹する必要がないならば、行訴法のように実定法上すでに第三者再審制度が導入されている場合であっても、その排他性を否定し、前訴当事者の一方のみを相手方とした訴訟を第三者に認める余地が生ずる⁹⁰。

88 高田裕成・前掲註(9) 364頁、368頁（有斐閣、1988）。なお参照、巽智彦・前掲註(9)「ドイツ行政訴訟における判決効の主體的範囲」55-56頁。

89 高田裕成・前掲註(9) 368頁。

90 ただし、行訴法は第三者再審に出訴期間制限（34条2項ないし4項）を加えることで紛争の一回的解決をも志向しており、排他性を否定する解釈はさほど容易ではない。参照、巽智彦・前掲註(2)。

2. 2. 2 紛争の画一的解決の諸相

他方で、上記のような紛争の画一的解決とは、前訴判決によって当事者以外の者の法状態をも同様に変動させることに加えて、後訴判決によって関係者の一部が内容の異なる二つの判決に拘束される事態を避けることをも意味している。敷衍するならば、紛争の画一的解決を貫徹するためには、前訴判決の基準性の拡張のみならず、後訴判決の基準性の拡張（を正当化し得る手続の排他性）が必要である。

ここで注目したいのは、対世効の必要性として論じられてきた問題にも、これに対応して、前訴判決の基準性の拡張の必要性に関わるものと、後訴判決の基準性の拡張の必要性に関わるものが存在するという点である。対世効規定の導入の必要性として焦点があてられていたのは、前訴判決によって当事者以外の者の法状態をも同様に変動させること、すなわち前訴判決の基準性の問題であった（1参照）。これに対して、前訴判決の基準性を後訴判決で塗り替える必要があるか否か、すなわち後訴判決の基準性の拡張の必要があるかは、また別の問題である。対世効を限定する解釈論において問題とされていた、第三者の事後的救済手段の形態の如何（2. 1参照）は、むしろこちらの問題に関わっている。そして、前訴の段階での画一的解決の問題における考慮事項と、後訴の段階での画一的解決の問題における考慮事項とは、自ずと異なってくる。この点は後に確認するが、前訴判決の基準性の拡張を必要とする理由は、まずは原告の救済の貫徹の必要性である（3. 1）のに対して、後訴判決の基準性の拡張を必要とする理由は、人事訴訟における「身分関係の不可分性」のテーゼや、会社関係訴訟における会社の「板挟みの危険」の回避の必要性である（3. 2参照）⁹¹。

2. 3 法関係の可分性——実体法の観点

2. 1の分析に立ち戻ろう。本稿で取り上げたのは、①再審の訴えを典型とする前訴判決の効力を全体として否定する手続と、②前訴当事者の一方を被告として相対的に前訴判決の効力を否定する手続であった。実体法の観点から見れば、①再審手続による後訴段階における画一的解決の貫徹の必要性と、②後訴段階における相対的解決の許容とを分ける概念は、法関係の（不）可分性である。

法関係の不可分性 (indivisibilité) は、フランス法において紛争の画一的解決のための各種の訴訟法上の規制を機能させる鍵概念であり⁹²、とりわけ tierce opposition の認容判決の相対効と絶対効の対立として論じられてきたものと関連する。フランス民事訴訟法上の tierce opposition の認容判決は、原則として申立人たる第三者との間でのみ前訴判決の効力を失わせるに止まる (仏民事訴訟法 591 条 1 項) が、問題となる法関係が不可分性を有する場合には、第三者は前訴当事者の全てを相手方として tierce opposition を申し立てなければならず (同 584 条)、その場合の認容判決は、申立人たる第三者との関係のみならず、前訴当事者間においても、前訴判決の効力を否定するものとなる (同 591 条 2 項)。身分関係訴訟や越権訴訟に関しても、まさに同様の議論がなされている⁹³。

法関係の不可分性は、一般的な理解によれば、二つの判決の内容を同時に実現することができない場合に、その内容たる法関係について肯定される⁹⁴。本稿でこの概念の内包を精査する余裕はない⁹⁵が、以下では、1 で見た対世効規定が守ろうとしている法関係の画一的解決の必要性の内容を詰めることで、いわば帰納的に法関係の不可分性の内容にアプローチする

-
- 91 詳細は別稿を期すこととするが、このような整理は、前訴判決の基準性の拡張によりいったん関係者間に共通とされた実体法関係を、後訴の段階でもなお共通のものとして貫徹させるべきか (画一的解決の貫徹)、後訴の段階では相対的解決を許すか (画一的規律からの離脱) という形での問題の整理を可能とする。さらに、同種利害関係人に対する判決効の作用をも合わせ鑑みたとき、こうした整理はさらに (広義の) 行政過程論への議論の接続可能性を生む。すなわち、行政行為、前訴取消訴訟の認容判決 (取消判決)、前訴認容判決に対する第三者再審の認容判決または独立の後訴の認容判決、という形で行政過程が展開する中で、いったん行政行為によりなされた画一的規律から、前訴原告が相対的離脱を図る (前訴判決の段階での相対的解決) という展開や、前訴取消判決による画一的規律から後訴原告が相対的離脱を図る (後訴判決の段階での相対的解決) という展開を構想することができる。
- 92 参照、岡成玄太「遺産分割の前提問題と固有必要的共同訴訟」東京大学法科大学院ローレビュー 9号 3頁、27頁以下 (2014)。
- 93 参照、高田裕成・前掲註 (23) 1557頁以下、1582頁以下、1591頁以下；伊藤洋一・前掲註 (26) 399頁以下。フランスにおいては、越権訴訟に関して1957年にコンセイユ・デタが、身分関係訴訟に関しては1981年に破毀院が、それぞれ第三者再審の認容判決の効力の範囲に関する判示を下し、その射程が議論になっているが、結局のところは法関係の不可分性の概念で説明が可能であるとされている (高田裕成・同 1589頁；伊藤洋一・同 403頁以下)。

対世効と紛争の画一的解決の必要性

(3. 2)。

2. 4 小括

対世効を受ける第三者の事後的救済手段としては、①再審の訴えを典型とする前訴判決の効力を全体として否定する手続と、②前訴当事者の一方または双方と第三者との関係でのみ相対的に前訴判決の効力を否定する手続の、二種類が議論されている(2. 1)。①と②との区別は、同一の法関係の存否について関係者間で別々の判断を通用させることが必要である(①)か不要である(②)かという、紛争の画一的解決の必要性の有無に対応している。また、紛争の画一的解決の問題は、前訴判決の段階におけるそれと後訴判決の段階におけるそれとの双方が問題となっており、両者では考慮要素が異なる(2. 2)。他方で、実体法関係の側から見れば、①と②の区別に関する後訴判決の段階での紛争の画一的解決の貫徹の必要性の問題は、法関係の(不)可分性の問題である(2. 3)。

3 紛争の画一的解決を必要とする実体法関係

以下では、2で整理した紛争の画一的解決の必要性および法関係の不可分性が、いかなる実体法関係の下で認識されているのかを、より具体的に分析する。2での分析を踏まえ、前訴判決の基準性の拡張の必要性(3. 1)と、後訴判決の基準性の拡張の必要性ないし法関係の不可分性(3. 2)とに分けて、それぞれ分析する。

3. 1 前訴判決の段階での画一的解決

前訴判決の段階での画一的解決の必要性は、典型的には、行訴法32条の第三者効の導入理由として説かれていたものである。本稿の冒頭で述べたように、行訴法上の第三者効は、取消判決の効力が対立利害関係を有する第三者に及ばなければ、原告は第二の訴訟を提起する必要が生じ、その救済に欠けるところとなるという理由で導入された(0. 2)。この問題は、前訴判決の基準性を第三者に対して拡張すればさしあたり解決するため、前訴判決の段階での画一的解決の必要性の問題であったと理解することが

94 Loïc CADIET, *Code de Procédure Civile 2015, 28e éd.*, 2014, n° 468.

95 ドイツにおける類似の議論について参照、巽智彦・前掲註(9)「ドイツ行政訴訟における判決効の主体的範囲」82頁以下。

できる。

こうした前訴原告の救済の実を確保するための判決効拡張の必要性は、民事法関係においても同様に議論されてきた。倒産手続や強制執行手続において、ある債権の存在が全ての関係者との関係で通用しなければならない理由は、まずは原告たる債権者が配当に与ることができるようにするためであると理解できる（1. 4 参照）。また、会社の組織に関する訴え（1. 2 参照）と関連する法人の内部紛争についても、例えばある構成員が自身の社員たる地位や代表者たる地位の確認を求める訴訟⁹⁶について、争われている地位が存在する旨の判断を当該法人の構成員全員に対して通用させる必要があるのは、原告が認容判決の内容を他の法人構成員に対して主張することができないならば、原告の得た認容判決の意義がかなりの程度減殺されるからだとして理解することができる⁹⁷。こうした紛争について判例が解釈論上の対世効を認め⁹⁸、徐々に明文の対世効規定に結実している（1. 2. 1 および註（41）参照）のも、まずはこの文脈において理解することができる⁹⁹。さらに、人事訴訟についても、本稿でたびたび取り上げた死後認知訴訟を例にとれば、原告が被相続人の子であることを他の相続人に対して主張することができなければ、例えば相続分を確保するという原告の目的は達成されないのであるから、ここでも同様の意味で前訴判決の基準性の拡張が必要となると言える。

他方で、前訴判決の段階での画一的解決の必要性は、原告の救済の貫徹の観点からのみ要請されるわけでもなかった。具体的には、商法上の対世

96 概要として参照、西岡清一郎＝大門匡編『商事関係訴訟（改訂版）』102 頁以下、106 頁以下〔福田千恵子〕（青林書院、2013）。

97 法人の内部紛争における被告適格の問題（さしあたり参照、高橋宏志『重点講義民事訴訟法上（第2版補訂版）』310 頁以下（有斐閣、2013））は、いかなる者を被告に据えるならばこの基準性の拡張を（ひいては排除効の拡張を（後掲註（99）参照））正当化できるかという問題と密接に関わっている。

98 最判昭和 42 年 2 月 10 日民集 21 卷 1 号 112 頁（他の社員が合資会社の無限責任社員でないこと等の確認請求）、最判昭和 44 年 7 月 10 日民集 23 卷 8 号 1423 頁（自身が宗教法人の役員での地位にあることの確認請求）。なお参照、最判昭和 47 年 11 月 9 日民集 26 卷 9 号 1513 頁（学校法人の理事会決議および評議員会決議の無効確認訴訟）。

99 ただし、判例および学説は、この場合にもやはり排除効の拡張を念頭に置いているように見受けられる。この点には立ち入らない。

対世効と紛争の画一的解決の必要性

効規定の導入に当たって議論されていた登記制度との整合性（1. 2. 1 参照）は、原告の救済の貫徹とはまた別の観点から、前訴判決の段階での画一的解決の必要性を基礎づけるものであったと位置づけられる。

3. 2 後訴判決の段階での画一的解決および法関係の不可分性

これに対して、従来論じられてきた対世効規定の解釈問題の多くは、後訴判決の段階での画一的解決の必要性であった。

3. 2. 1 会社関係訴訟——前诉被告の板挟み状況

まず、株主および役員等の会社内関係者や、会社外関係者であっても「当該決議を直接の先決問題とする権利を持つ第三者」については、被告となった会社が受けた判決の効力を同様に及ぼす必要があると解されている¹⁰⁰。その理由は、会社とそれらの関係者とがそれぞれ異なる内容の判決に拘束されることになると、会社の身動きが取れなくなるからだとされる¹⁰¹。具体的には、例えば、①取締役の選任決議の取消訴訟の認容判決が下された後、当該取締役が取締役たる地位の確認請求訴訟および報酬支払請求訴訟を会社に対して提起し、それも認容された場合¹⁰²に、後訴認容判決の基準性が前訴原告に及ばないとすると、会社は当該取締役を前訴原告たる株主との関係では取締役として扱ってはならず（それゆえ報酬を支払ってはならず）、当該取締役（後訴原告）との関係では取締役として扱わなければならない（それゆえ報酬を支払わなければならない）ということになってしまう。また、②違法配当に係る株主総会決議に対する無効確認訴訟が認容された場合に、違法配当を受領する株主が会社に対してなお配当請求訴訟を提起してこれも認容された場合、会社は前訴判決に従うならば当該株主に配当金を支払ってはならず、後訴判決に従うならば当該株主に配当金を支払わなければならないことになってしまう¹⁰³。

こうした事態は、可能性はさほど大きくないとはいえ、場合によっては

100 岩原紳作「§ 247（決議取消の訴え）」上柳克郎ほか『新版註釈会社法（5）』310頁、347頁（有斐閣、1986）。

101 岩原紳作・前掲註（81）1091-1092頁および1095頁以下。

102 前訴判決の排除効の拡張を肯定するならばこうした事態がそもそも起こりえないが、ここでは問題の実質の解明のために、基準性の拡張のみがなされる場合（暫定的対世効）を想定する。

同時に実現することのできない二つの判決に基づいて会社が強制執行を受ける状況に至りかねない。上記の①の例では、当該取締役に対して報酬を支払うことは、前訴原告たる株主との関係では法令違反行為となることを免れない（正確には、前訴判決の既判力により、前訴原告に対しては会社は当該取締役の選任決議の有効性を主張できない）ため、当該株主が報酬支払の差止めを求め（会社法 360 条¹⁰⁴）、認容判決または仮処分が下された場合、会社は当該取締役に報酬を支払うならば当該株主からの間接強制を免れず、逆に報酬を支払わないならば当該取締役からの間接強制を免れないという、板挟みの状況に陥ってしまう¹⁰⁵。②の例でも同様である。法関係の不可分性ないし紛争の画一的解決の必要性は、まずはこうした状況に見出される。

3. 2. 2 倒産関係訴訟

これに対して、倒産関係訴訟は、内容の異なる二つの判決を同時に実現することが一応可能ではある点で、会社関係訴訟とは異なる。

例えば、破産債権者 X の届け出た破産債権について他の破産債権者 Y

103 このような「会社の板挟みの危険」は、対世効規定が整備されている会社の組織に関する訴えのみならず、例えば①役員解任の訴えや、②会社から配当受領株主に対して提起された違法配当を理由とする不当利得返還請求訴訟（このような場面には決議を争う訴えの排他性は及ばないと解する見解が有力である。参照、岩原紳作・前掲註（81）1106-1107 頁）のように、対世効規定が適用されない場合にも妥当する。そのため、ここでもやはり解釈論上の「対世効」が肯定されている。例えば①の訴訟について請求認容判決が下された後、会社と共同被告とされた役員が会社に対して役員としての地位確認請求訴訟を提起しても、改めて解任事由の存否を争うことはできないと解されている（垣内秀介・前掲註（7）381 頁）し、②の訴訟で会社が敗訴した場合、他の株主はもはや計算書類承認決議の無効確認訴訟や株主代表訴訟で当該配当の違法性を争うことができなくなると解されている（岩原紳作・前掲註（81）1092 頁）。

104 一般社団法人においても同様の事態が生じ得る（参照、一般社団法人法 88 条）。

105 最決平成 27 年 1 月 22 日判タ 1410 号 55 頁①②を経てなお継続中の諫早湾干拓事業をめぐる水門の開閉に関する紛争は、まさにこの状況に陥っている。参照、巽智彦・前掲註（88）49 頁註 7；山本和彦「間接強制の活用と限界」法曹時報 66 巻 10 号 1 頁、30 頁註 66（2014）。

および Z がそれぞれ異議を述べ、X が査定申立てをしてそれが棄却され、X が Y および Z を被告として査定異議訴訟を提起したとする。この場合に、Y に対する請求については認容判決が、Z に対する請求については棄却判決が下される事態、換言すれば、X の破産債権が Y との関係では満額存在し、Z との関係では存在しないという事態が生じても¹⁰⁶、配当異議訴訟の相対的解決のあり方¹⁰⁷に鑑みるならば、実体法上許容できない状況が生ずるとまでは言えない。すなわち、具体的財産が換価された後の抽象的な価値の分配の局面においては、内容の異なる二つの判決の内容を双方実現することは不可能ではない¹⁰⁸。それゆえ、このような事態の発生を防ぐ必要があるとすれば、それが、定められた手続の中で倒産財団の分配を行うことで債権者集団の効用を最大化するという倒産手続ないし倒産実体法の趣旨に悖るとする判断によるものであると言えよう¹⁰⁹。

3. 2. 3 人事訴訟

また、人事訴訟も、少なくとも本稿でたびたび例に挙げた死後認知訴訟をめぐる問題状況は、内容の異なる二つの判決を同時に実現することが一応可能ではある点で、会社関係訴訟とは異なり、倒産関係訴訟と類似している。

具体的には、被相続人 A の子であることを主張する X が検察官 Y を被告として提起した死後認知訴訟が認容された後、A の相続人 Z が X に対して AX 間の親子関係不存在確認訴訟を提起し、これも認容されたとする¹¹⁰。ここで、この後訴の認容判決が XY 間の前訴認容判決の効力を失わせるわけではないとすれば、AX 間の親子関係の存在を肯定する前訴判決と、Z との関係でそれを否定する後訴判決とが併存することになる。この

106 ここでも同様に、前訴判決の基準性の拡張のみがなされる場合（暫定的対世効）を想定する。前掲註（102）参照。

107 参照、中西正ほか『民事執行・民事保全法』184 頁以下〔八田卓也〕（有斐閣、2010）；中野貞一郎『民事執行法（増補新訂 6 版）』559 頁註 25（青林書院、2010）；菱田雄郷「配当異議訴訟の競合」石川明＝三木浩一編『民事手続法の現代的機能』295 頁（信山社、2014）。

108 これに対して、具体的財産の帰属そのものを指示する規範については、内容の異なる二つの判決を同時に実現することができないという意味で、画一的解決の必要性が肯定されることになる。岡成玄太・前掲註（92）61 頁は、民法 906 条をその例に挙げる。

状況は、全体として見れば、XはZ以外の者との関係ではAとの間の親子関係を主張できるが、Zとの関係ではそれを主張できないことを意味する。

この場合も、前訴判決と後訴判決とをともに実現することが不可能というわけではない。AX間の親子関係はZとの関係でのみ否定されているだけであるから、戸籍事務はAXの親子関係の存在を前提に処理すればよいし、この状況下でAの相続を行うとしても、Xの法定相続分はZ以外の相続人との関係では存在し、Zとの関係では存在しないという形で、配当異議訴訟と同様に相対的に処理することが不可能ではない(3. 2. 2 参照)¹¹¹。

109 なお、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律(平成18年法律第87号)上の犯罪被害財産支給手続において、他の申請者に下された検察官の資格裁定に対する審査の申立て(同法40条1項3号、41条参照)が棄却され、その取消訴訟が提起された場合(同法46条参照)、そこでは取消判決の第三者効(行訴法32条1項)および第三者再審(同34条)により倒産手続と同様の画一的解決が図られることになる(なお、同法47条4項は被告の訴訟告知義務を定めており、注目に値する)。これも同手続の趣旨から紛争の画一的解決が要請されているのだと言えよう。

これに対して、消費者裁判手続特例法における共通義務確定訴訟が認容されたのちの対象債権確定手続は、倒産手続における債権届出・調査・確定手続と類似している(山本和彦「集团的利益の訴訟における保護」民商148巻6号605頁、628頁註47(2013)；町村泰貴「消費者裁判手続の立法と特徴」法セミ712号34頁、37頁(2014)が、紛争の画一的解決の必要性に関する状況は全く異なる。というも、この手続はそもそも、倒産手続や強制執行手続のように具体的に限定された引当財産(破産財団や被差押財産)の価値を関係者に配当するものではないからである。対象債権確定手続における異議後の訴訟の判決について対世効規定が存在せず、届出消費者表の「確定判決と同一の効力」について「破産債権者の全員に対して」(破産法124条3項、131条2項)といった文言が存在しない(消費者裁判手続特例法42条5項、47条2項)のも、配当異議訴訟と同じ意味での相対的解決の許容を含意するものではなく、通常の給付判決について相対効が妥当するのと同義でしかない。

110 ここでも同様に、前訴判決の基準性の拡張のみがなされる場合(暫定的対世効)を想定する。前掲註(102)参照。

3. 3 小括および考察

紛争の画一的解決を要請する実体法状態に関しては、さしあたり以下のことが判明した。まず、前訴判決段階での画一的解決の必要性の問題は、原告の救済の貫徹の観点、および登記制度のような他の制度との整合性の観点から要請され得る(3. 1)。次に、後訴判決段階での画一的解決の必要性ないし法関係の不可分性が肯定されてきた場面には、①内容の異なる二つの判決を同時に実現することが不可能であり、前訴被告が二つの判決に基づく強制執行による板挟みの状況に陥ってしまう場合(会社関係訴訟)と、②内容の異なる二つの判決を同時に実現することが一応可能ではあるが、その結果生ずる事態が手続の趣旨に照らして、ないしは実体法上不当であると評価される場合(倒産関係訴訟、人事訴訟)とが存在した(3. 2)。

後訴判決段階での画一的解決の必要性を要請する実体法状態のうち、①の場合は、仮にそのような事態が生じた場合には相当の混乱が生じてしまうことに鑑みるならば、紛争の画一的解決の必要性が異論なく肯定される場面であると言えよう。これに対して、②の場合には、実体法ないし手続の趣旨の理解次第では相対的解決を許容するという解釈もあり得る。例えば、強制執行手続における配当手続では、先に見たとおり、配当異議訴訟の認容判決の相対効が、すなわちある債権の存否が配当手続関係者によって区々となる事態が、明確に許容されている(3. 2. 3)。

以上の分析は、画一的解決の必要性の内容を網羅したものではないが、行政実体法の分析に当たっても一定の指針を示すものであろう。

4 結

本稿では、我が国の実定法上の対世効規定が原告の対立利害関係人に対して機能する場面において、必ずしも排除効の拡張による紛争の一回的解決ではなく、むしろ基準性の拡張による紛争の画一的解決の必要性が認識されていたと見る余地があることを解明する(1)とともに、紛争の画一

111 従來說かれてきた「身分関係の不可分性」の命題が、こうした事態を何らかの意味で実体法上不当であると評価するものであったのか、それともまた別の場面に実体法上の不当性を見出していたのかは、さほど明確でない。この点は親族法、相続法上の各種の問題状況それぞれについて検証を行う必要があるが、本稿ではこれ以上立ち入らない。

的解決の必要性の意味 (2) およびそれを要請する実体法状態の特色 (3) について一定の整理を施した。本稿は、行政法関係における紛争の画一的解決の必要性の諸相を分析する準備作業を行ったものであり、民事法学上の新規性、有用性には乏しいものであるが、そのようなものを敢えて上梓したことの意義の説明を含め、引き続き研究発表の機会を持ちたい。

※本稿は、2014年2月末日に東京大学法学政治学研究科に提出した助教論文「第三者規律の基層」の一部分に加筆・修正を施したものである。同論文の執筆に当たっては、財団法人野村財団からの助成を受けた。また、本論文の公表に向けての加筆・修正作業に際しては、公益財団法人民事紛争処理研究基金および財団法人野村財団からの助成を受けた。さらに、本論文の内容に関しては、大阪市立大学准教授の西上治氏（行政法）、東京大学助教の岡成玄太氏（民事訴訟法）、土井翼氏（行政法）、行岡睦彦氏（商法）から有益な助言を受けた。ここに記して両財団および四氏に謝意を表す。

※本研究は JSPS 科研費 15K21375（平成 27－28 年度若手研究（B）「紛争の画一的解決の要請の諸相」）の助成を受けたものである。